

<新旧対照表> 「りそなグループアプリ for ビジネス基本利用規程」

項目	現行	改定後	変更内容・補足説明等
りそなグループアプリ for ビジネス基本利用規程	<p><b>第15条 不正利用被害の補填</b></p> <p>1. 不正な取引による損害にかかる補填請求</p> <p>本アプリでの本人認証に使用する各種パスワード等の盗用による不正な取引（以下「不正取引」という）によるお客様の金銭被害について、次の各号すべてに該当する場合、お客様は当グループに対して不正取引にかかる損害額（手数料・利息・消費税を含む）に相当する金額の補填を請求することができます。</p> <p>(1) 本アプリでの不正取引に気付いてからすみやかに当グループへの通知が行われていること。</p> <p>(2) 当グループに対し、不正取引による被害の事実を確認できるものを示していること。</p> <p>(3) 当グループの調査に対し、お客様から十分な説明が行われていること。</p> <p>(4) 警察等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていること。</p> <p>2. 補填の対象</p> <p>前項の請求がなされ、お客様に故意および過失がないと当グループが判断した場合、当グループは、当グループへの通知が行われた日の 10 日前以降、受理日までの 11 日間になされた不正取引にかかる損害額に相当する金額を補填するものとします。ただし、当該不正取引について当グループが善意無過失であり、かつ次の各号のいずれかに該当する場合は、当グループは補填を行いません。</p> <p>(1) 不正取引がお客様の社内、ご家族、または使用人等の自らの行為、もしくは加担した行為によって生じた損害の場合</p> <p>(2) 当グループに対し、被害状況等の重要な事項について虚偽の説明を行った場合、被害調査にご協力いただけない場合</p> <p>(3) 警察に被害届を提出いただけない場合</p>	<p><b>第15条 不正利用被害の補填</b></p> <p>1. 不正な取引による損害にかかる補填請求</p> <p>本アプリでの本人認証に使用する各種パスワード等の盗用により<b>お客様の口座から資金を移動させる</b>不正な取引（以下「不正取引」という）によるお客様の金銭被害について、次の各号すべてに該当する場合お客様は、当グループに対し、<b>当グループ所定の金額を上限として</b>、不正取引にかかる損害額（手数料・利息・消費税を含む）に相当する金額の補填を請求することができます。</p> <p>(1) 本アプリでの不正取引に気付いてからすみやかに当グループへの通知が行われていること。</p> <p>(2) 当グループに対し、不正取引による被害の事実を確認できるものを示していること。</p> <p>(3) 当グループの調査に対し、お客様から十分な説明が行われていること。</p> <p>(4) 警察等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていること。</p> <p>2. 補填の対象</p> <p>前項の請求がなされ、お客様に故意および過失がないと当グループが判断した場合、当グループは、当グループへの通知が行われた日の 10 日前以降、受理日までの 11 日間になされた不正取引にかかる損害額に相当する金額を補填するものとします。ただし、当該不正取引について当グループが善意無過失であり、かつ次の各号のいずれかに該当する場合は、当グループは補填を行いません。</p> <p>(1) お客様の社内、ご家族、<b>同居の方、もしくは使用人等のお客様と密接な関連がある方</b>による行為、<b>またはこれらの方が加担した行為</b>によって生じた損害の場合</p> <p>(2) 当グループに対し、被害状況等の重要な事項について虚偽の説明を行った場合<b>または被害調査にご協力いただけない場合</b></p> <p>(3) 警察に被害届を提出いただけない場合</p>	<p>文言修正</p> <p>補償金額に上限があることを明記</p> <p>補償対象範囲外事由の明確化</p>

<新旧対照表> 「りそなグループアプリ for ビジネス基本利用規程」

	<p>(4) ウイルス対策ソフトを導入されていない場合、導入されていても最新の状態に更新されていない場合</p> <p>(5) 代表者情報、ご住所、電子メールアドレス等の変更にかかる当グループ所定の手続きが行われていない場合</p> <p>(6) お客様が日本国外にお住まい、または日本国外で利用している場合</p> <p>(7) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用によって生じた損害の場合</p> <p>なお、お客様に過失があるものの、重大な過失までないと当グループが判断した場合においては、当グループの個別判断により不正取引にかかる損害額の一部を補填することがあります。</p> <p>3. 補填の範囲</p> <p>不正取引の支払原資となった預金（以下「対象預金」という）について、当グループがお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の範囲においては、本条第 1 項に基づく補填請求に応じないものとします。また、お客様が、不正取引を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた額の限度において同様とします。</p> <p>4. 補填による権利の移転</p> <p>当グループが本条第 2 項の規程に基づき補填を行った場合は、当該補填を行った額の限度において、お客様の対象預金にかかる権利は消滅します。この場合、当グループは当該補填を行った額の限度において、当該不正取引を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>(4) ウイルス対策ソフトを導入されていない場合、導入されていても最新の状態に更新されていない場合</p> <p>(5) 代表者情報、ご住所、電子メールアドレス等の変更にかかる当グループ所定の手続きが行われていない場合</p> <p>(6) お客様が日本国外にお住まい、または日本国外で利用している場合</p> <p>(7) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用によって生じた損害の場合</p> <p>なお、お客様に過失があるものの、重大な過失までないと当グループが判断した場合においては、当グループの個別判断により不正取引にかかる損害額の一部を補填することがあります。</p> <p>3. 補填の範囲</p> <p>不正取引の支払原資となった預金（以下「対象預金」という）について、当グループがお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の範囲においては、本条第 1 項に基づく補填請求に応じないものとします。また、お客様が、不正取引を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合はその受けた額の限度において、不正取引による損害についてお客様が保険金を請求できる場合には、当該請求ができる限度において、いずれも同様とします。</p> <p>4. 補填による権利の移転</p> <p>当グループが本条第 2 項の定めに基づき補填を行った場合は、当該補填を行った額の限度において、お客様の対象預金にかかる権利は消滅します。この場合、当グループは当該補填を行った額の限度において、当該不正取引を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>お客様が保険金を請求できる場合の取扱いについて明確化</p>
--	--	--	-----------------------------------